

事務連絡  
令和4年9月7日

各地方運輸局等 保安環境ライン  
ご担当者様

自動車局安全政策課

道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合の  
報告について（見直し）

道路運送事業者の運転者に新型コロナウイルス感染が確認された場合、その都度、事業者や運輸局等から報告をいただいているところですが、その都度の報告作業が大きな負担となっているとの意見があったことを踏まえ、今後の報告を下記のとおりとすることとしましたので、ご連絡します。

記

次のいずれかに該当する場合は、報告様式【別添様式】に基づき把握を行うこととし、自動車局安全政策課からの求めがある場合は、速やかに報告いただくようお願いいたします。

- （１）運転者の所属する営業所が閉鎖される場合
- （２）乗合バスにおいて、減便や運休など運行ダイヤに影響が生じる場合

本事務連絡は、令和4年9月7日から適用します。